

令和5年度第2回埼玉県少子化対策協議会議事

日時：令和5年10月16日（月）

13：30～14：30

方法：Zoom

1 開会

2 挨拶

埼玉県福祉部少子化対策局長（岩崎局長）

- ・ 9月定例会の一般質問で知事から答弁があった「乳幼児医療費助成の拡充」についての意見交換のほか、「子育て支援パスポート事業」などについて報告したく、協議会を開催することとする。
- ・ 県では市町村と協力しながら、幅広い施策に総合的に取り組んできた。協議会において議論を深め、県全体でより良い少子化対策、子育て支援策の充実を図っていくことが必要である。ぜひ、積極的にご意見やご質問をいただければと思う。

3 議題等

（1）乳幼児医療費助成の拡充について

資料に基づき、保健医療部国保医療課今井主幹から説明

- ・ 現状として埼玉県は現在、乳幼児医療費助成の対象は「未就学児で所得制限あり、自己負担あり」となっている。全国の状況は、就学前までが22府県で比較的多い助成対象である。
- ・ 子供への医療費助成は地域によって差が生じるべきではないという考えのもと、政府要望や知事の直接要望により、国に対して制度創設要望を行ってきた。
- ・ 助成対象拡充の検討については、本年6月に示された国のこども未来戦略方針には盛り込まれておらず、現時点では国による制度創設のめどは立っていない状況である。一方、県内の各市町村からは助成対象の拡大について様々な機会に要望をいただいている。
- ・ このため、国に制度創設を強く求めるとともに、県として医療費助成を含む子育て支援の充実を図るために、市町村による子育て支援の充実を前提とし、乳幼児医療費支給事業の対象年齢の引き上げと所得制限の撤廃を検討する。
- ・ 現在は予算編成過程の段階のため、助成拡大の例として次に述べる内容を検討している。

- ・ 入院以外の1人当たりの年間医療費は0歳～4歳と同様に5歳～9歳の医療費も多い状況である。また、入院1件当たりの医療費は年齢による差はみられず、年齢が増加すると入院件数自体は少なくなるが1件当たりの医療費が多くなる状況にある。
- ・ そのため、通院については9歳（小学校3年生）まで対象、入院について中学3年生まで対象年齢を拡大し、あわせて所得制限を撤廃することを検討している。負担が重い階層に対して支援を行うという今までの考え方と同じで、対象年齢を広げた形となっている。

子育て支援充実について

- ・ 市町村による子育て支援の充実は3つの基準に該当する取り組みとして、4つの分類に掲げた取り組みを推奨する形で検討している。3つの基準を満たしていれば、子育て支援の充実の対象となる。

3つの基準

①子育て家庭等を直接支援する事業の拡充

新規または拡充する事業を対象とする。令和5年度と同内容の事業は対象外となる。子供や子育て家庭を直接支援する事業を対象として、道路整備等の間接的な支援については対象外となる。

②市町村が任意に実施する事業

法令による市町村の実施義務や、国の計画による実質的な義務があるようなものではなく、任意や努力義務の事業が対象。

③継続的に事業費が必要となる事業

施設整備等の一時的な経費ではなく、継続的に事業費が必要となる事業を対象。子育て支援に充実した経費が確認できるように、財政負担が明確な事業が対象となる。国や県の補助があっても市町村の負担があれば該当となる。

県が拡大する対象年齢はすでに市町村が独自財源による補助ということで、現在中学生までは補助されているため、その部分を県が補助拡大したことで県民の子育て支援の充実につながるという状況になるように、充実をお願いしたい。

推奨の事業（11個）の取り組み例

①子育て世帯への経済的支援の拡充、医療費助成の対象年齢拡大
助成対象が中学生までの市町村を高校生までに拡大する取り組み。

②産後ケア事業

国の事業である産後ケア事業、退院直後の母子に対するケア等を行う事業。
現在、県内で実施していない市町村が10程度存在するため、取り組んでいただきたい。

③産婦健康診査事業の充実

産後の産婦健康診査について現在すべての市町村で1回は行われているが、2回行っているところが少ないため、回数を増やすことを「充実」としている。

④乳児家庭全戸訪問事業の充実

訪問実施率の低い市町村が、会計年度任用職員など様々な形で増員することで、訪問実施率を上げる取り組みを想定している。

⑤こども家庭センターの設置

令和6年度から設置できるこども家庭センター設置に要する施設整備のような経費など一時的にかかる経費ではなく、継続的にかかる人件費や委託料などの運営費が対象。

⑥子育て世帯訪問事業

実施している市町村が非常に少ないため、家事育児に不安等を抱えた家庭の家事育児支援する事業に取り組むものが対象。

⑦子育てファミリー応援事業（コバトンベビーギフト事業）

未実施のところも存在するため対象にしている。

⑧放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブを増やし、待機児童を解消することや、放課後児童クラブの人員を増やし、質を向上させるような取り組みを含めて「充実」となっている。

こども家庭センター同様、一時的な経費ではなく継続的にかかる運営費や人件費、委託料といったものを対象とする。

⑨困難を抱える子供子育て世帯の対応

- ・医療的ケア児保育支援事業

保育所等で医療的ケア児を受け入れるため、看護師の配置や人を増員するといった経費についても補助事業があるが、実施市町村が少ないため対象となっている。

⑩ジュニアアスポート事業（アスポート事業）

生活保護生活困窮世帯の小学生に対する学習支援を対象事業としている。

⑪困難女性支援法に基づく女性相談支援員の配置

支援員配置による女性の相談支援や、女性が同伴している児童の保護者等支援の充実を対象事業とする。

- ・基準について補足

新規拡充については令和6年度の途中からの実施も可能である。

令和6年度当初予算や補正に限らず、令和5年補正により令和6年1月から実施する場合や、令和5年補正で予算を取り令和6年4月から実施するような場合も、県による拡充方針を受けて拡充した扱いになっていれば、新規拡充として取り扱うことができる。

こども医療費の助成対象拡大や児童虐待防止に繋がる切れ目ない支援の取り組み、産後ケアの充実、また放課後児童クラブの待機児童解消に繋がる、放課後児童クラブの設置充実については特に取り組んでほしい。

4 質疑応答

【以下、事前に寄せられた質問内容】

（加須市） 助成対象拡大の時期は、具体的にいつから拡充する予定か。

（埼玉県） 担当課としては、令和6年度当初予算により、令和6年4月から対象拡

大したいと考えている。

(春日部市) こども医療費の年齢拡大には国保連等への仕様変更の依頼が必要となる。県補助金対象拡大の開始時期など詳細な通知はいつ発出されるか。

(埼玉県) 補助要綱案は県予算案を示す令和6年度2月に示したいと考えている。対象拡大の通知・要綱改正は予算成立後の令和5年度末に発出見込み。

(ふじみ野市) 「子育て支援の充実」のための事業は開始が同時期でなくていいのか。

(埼玉県) 子育て支援の充実は同時期でなくても構わない。また補正対応でも構わない。当該年度の対象拡大の補助額に相当する額を当該年度の「子育て支援の充実」に充ててもらいたい。

(草加市) 自己負担金や現物給付化による審査支払機関への手数料はどのように扱われるのか。

(埼玉県) 自己負担金について改正予定は無い。現物給付に要する審査支払手数料の補助は、福祉3医療共通で県の対象年齢拡大と同年齢まで拡大しようと考えている。

(熊谷市) 誕生祝金を寄付金等による基金から支給しているが、継続できるよう当該事業に充てた場合は「子育て支援の充実」に該当するか。

(埼玉県) 令和5年度と同内容の事業は「拡充」に該当しないため、対象外となる。財源を変えても住民への支援の内容が変わらなければ対象外である。

(熊谷市) 乳幼児医療費の助成を18歳年度末まで市単独予算により助成しているが、こちらの市の単独予算を充てる場合は「子育て支援の充実」に該当するか。

(埼玉県) 先ほどの回答と同様、住民への支援が変わらなければ、市の財源の一部を使うという形に変わっても該当しない。

(越谷市) こども医療費の拡充、中学3年生から高校3年生までは、県の想定する「子育て支援の充実」に該当するか。

(埼玉県) 令和5年度と比較して、住民への支援の内容が拡充しているため、子供

への医療費助成の対象年齢を「中学生から高校生へ拡大」する事業は該当する。

(松伏町) 乳幼児医療費助成の拡充に伴うシステム改修費は「子育て支援の充実」として該当となるか。

(埼玉県) 改修費は継続的な事業でないことから対象外となる。

(戸田市) 令和6年度にこども医療費の支給対象を拡大するため、令和5年度中にシステム改修を実施し、令和6年3月に条例改正、当初予算への計上を行った場合、令和6年度からの拡充事業として補助金の対象事業となるか。

(埼玉県) 令和5年度中に着手したり補正予算を組んだ事業であっても、県の拡充を受けての対応と説明が可能であり、拡充が行われれば該当する。

(久喜市) 子育て支援の充実を図るために実施する事業については、対象者をひとり親や産後1年以内の子育て世帯に絞った場合、対象とならない等の条件はあるか。また、1事業のみが対象であるのか。

(埼玉県) 令和5年度と比較して、住民への支援の内容が拡充していれば対象を限定した事業であっても該当する。複数の事業をあわせて相当額とすることも可能。

(富士見市) 市町村こども計画が令和7年4月に施行されることを考慮すると、令和7年度以降に開始する事業が想定されるため、令和7年度以降の開始事業についても「子育て支援の充実」の対象になるか。

(埼玉県) 令和6年度と7年度で異なる事業を対象事業とすることは可能。令和6年度途中の開始も可能。いずれの場合も当該年度の対象拡大の補助額に相当する額を当該年度の「子育て支援の充実」に充ててもらいたい。

(吉川市) 子育てファミリー応援事業の実施は「子育て支援の充実」に該当するか。

(埼玉県) 令和5年度と比較して、住民への支援の内容が拡充していれば「子育てファミリー応援事業」も該当する。

(松伏町) ひとり親家庭等医療費の自己負担金の廃止を令和6年1月1日に実行した場合は「子育て支援の充実」に該当するか。

(埼玉県) 令和5年度中に着手して補正予算を組んだ事業でも、県の拡充を受けての対応ということであれば該当する。

(松伏町) 「子育て支援の充実」について、小、中学校の給食費の第3子無償化は該当となるか。

(埼玉県) 法令で「保護者が負担すること」と定められているため、該当しない。

(加須市) 乳幼児医療費助成の拡充は、各市町村による子育て支援の拡充が前提とする根拠は何か。

(埼玉県) 補助要綱案に記載したいと考えている。早めに案を説明し、年度末に予算が通った後、確定した要綱改正を行う予定である。

(羽生市) 市の新規または拡充事業が、県補助額の増加に相当する額に満たない場合は、補助額が減少されるか。

(埼玉県) 当該年度の補助額に相当する額を当該年度の「子育て支援の充実」に充ててもらいたい。

(久喜市) 子育て支援の充実を図ることが条件とされているが、予算規模に条件があるのか。事業を行った結果、決算額が対象拡大を下回った場合はどうなるか。

(埼玉県) 交付申請時に拡充の実施予定・予算を提出し、実績報告で実施結果・実績額を提出してもらい、当初想定していなかった事由により実績額が拡充相当額を下回ることはあり得ると考えており、一切例外を認めないわけではない。

(吉川市) 子育て支援の充実が実施できない場合、これまでの就学前1/2の補助はどうなるか。

(埼玉県) 当該年度の対象拡大の補助額に相当する額を当該年度の「子育て支援の充実」に充ててもらいたい。既存の補助分、未就学児・所得制限がある部分については子育て支援の充実は求めない。

(川口市) 市町村向けの子育て支援の政策集を作成されるとの事だが、政策集の内容や提示される時期はいつか。

(埼玉県) 県が推奨する11事業と3つの基準のほかに政策集のような資料を提示

する予定は無い。

(春日部市) 各自治体の「子育て支援の充実」についての等の情報提供はいつ頃行われるか。

(埼玉県) 10月後半に各市町村に実施予定の調査を行い、回答結果を各市町村に提供したいと考えている。

(加須市) 各市町村においてシステム改修が必要となると思われるが、施行期日や支給状況報告書の様式等の必要な情報はいつ頃示される予定か。

(埼玉県) 月報等の様式は令和6年度の早い時期に示し、月報や交付申請については、市町村が無理なく対応できる時期に提出期限等を設けたいと考えている。

【以下、Zoomチャットから投稿された質問内容】

・毎年度このような調査を行い、新規拡充をする事業を求めていくのか。

(埼玉県) 詳細は未定であるが、令和6年度は交付申請の際にどのような事業を行うか確認をする。継続的な事業を対象としているため、令和6年度に出していただいたものは、令和7年度以降も引き続き実施されることを想定している。

・Q & Aは後日提供されるか。

(埼玉県) 定期的に、問い合わせが多かったものについてはQ & Aの形で各市町村の乳幼児医療の担当に送りたいと思っている。

・補助金の拡大時期はいつを予定しているか。

(埼玉県) 補助金自体が令和6年度予算を予定しているため、令和6年度補助分から令和6年度に市町村が助成した分に対する補助から想定している。

・拡充分の補助金について辞退するという選択肢はありますか。

(埼玉県) 補助金の辞退することは想定していないが、そのような考えがあるのであれば、個別に連絡をいただきたい。

・対象範囲の拡大はこれで決定か。

(埼玉県) 予算案ができていない状況のため、この方針というところである。予算案が出来上がって、議会の議決を経て決定となる。

・補助率について

(埼玉県) 補助率については変えることを考えていない。原則 1 / 2 で、財政力指数が高い自治体については、1 / 2 より低い率を想定している。

・自己負担額を廃止する考えはないのか。

(埼玉県) 令和 6 年度予算の検討方針で話を進めているが、令和 6 年度についてはそのような方針はない。

・拡充する補助は何事業への特定財源か。

(埼玉県) 拡充する補助は、県の予算としては乳幼児医療の対象年齢を拡大するというように考えているため、名称が変わる可能性があるが、同じ乳幼児医療の県による補助の金額、対象年齢が増えるという形で考えてほしい。

・令和 5 年度すでに開始した事業は対象外か。

(埼玉県) 令和 5 年度は 1 月以降に始める事業は対象になる場合があるが、既に 4 月から始めているような事業は対象外になる。

・補助金拡大時期は 6 年度からということは、基本は 6 年 4 月診療分からとなるのか。

(埼玉県) 補助金の対象となるのは、令和 6 年 4 月から市町村が助成を行った医療費助成が県の補助の対象となる。

・対象は一般財源のみか。県や国の補助金は含まれないのか。

(埼玉県) 子育て支援の対象として相当額の中に含まれるのは、財源は問わないが市町村が負担した額が対象事業の額になる。県や国の補助金は含まれない。

・市税の完納要件の撤廃は事業拡大に当たるか。

(埼玉県) 対象を拡大するためにかかった経費であれば対象拡大に当たる。

・人件費は対象になるか。

(埼玉県) 常勤の増員等は、「経費が明確になる」に該当しないため難しい。会計年度任用職員や委託で派遣職員を配置するなど、経費が明確になる人件費は対象となる。

・乳幼児医療への補助は、既に18歳に対象拡大している年齢に充てているということではよいのではないか。

(埼玉県) 18歳に拡大している年齢であれば、すでに18歳まで医療費助成していれば、そこに充てることは、子育て支援の充実に当たらないので、拡充の対象にならない。

・子育て支援の充実を実施したことはどこで確認されるか。

(埼玉県) 乳幼児医療費助成交付の実績報告の申請の際に確認する。

(2) 子育て支援パスポート事業について

資料について少子政策課出合い・子育て支援応援担当大熊主幹から説明

・「パパ・ママ応援ショップ」は、対象の過程に配布している「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる子育て家庭への優待制度。

・パパ・ママ応援ショップの店舗数は全国でも最大規模となっているが、近年は新型コロナウイルス感染症などの影響により、伸び悩んでいる状況。

・市町村には引き続き、広報誌やホームページへの掲載等の協力が必要であり、協賛店になっていただける事業者には協賛の案内をする。

赤ちゃんの駅について

・おむつ替えや授乳のできるスペースを「赤ちゃんの駅」として登録し、スマートフォンなどで検索できるようにするなど、乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境の整備を進めてきた。

・平成22年度の事業開始以降、赤ちゃんの駅の設置個所は年々増加しているが、市町村においては引き続き、庁舎や保有地設置等に赤ちゃんの駅として、登録可能な施設がある場合には、登録手続きをお願いしたい。

（３）多子世帯応援クーポン事業について

資料について少子政策課出合い・子育て支援応援担当大熊主幹から説明

- ・本事業については３つの目的で行っている。
- ・対象は令和５年３月３１日（昨年度末）までに出生した児童で終了となっているため、対象とならない県民の方には案内しないように、令和５年３月に市町村に文書でお願いしている。
- ・当該事業の終了について庁内に周知いただき、各市町村のホームページにおいて当該事業について掲載している場合は内容の確認をお願いしたい。

（４）多子世帯保育料軽減事業の要綱改正について

資料について少子政策課施設運営・人材確保担当阿部主幹から説明

- ・本事業に係る県の方向性として、引き続きこれまで通りの軽減内容で予算要求を行う。
- ・昨年７月に開催した本事業に係る市町村説明会の際に、「多子世帯保育料軽減事業については、所得階層などによる一部削減は行わず、基本的にこれまでどおりの軽減内容で予算要求する方法である。ただし、県補助の要件に、『市町村が経費の１／２を負担して、保育料を全額免除とすること』などを追加する可能性がある」と説明した。
- ・今年度から全ての市町村において、経費の１／２を負担して、第３子以降の保育料を無償とすると聞いている。
- ・つきましては本事業に係る県補助の要件に「市町村が経費の１／２を負担して、保育料を全額免除とすること」という趣旨の内容を追加するため、要綱を改正した。

・実施要綱の改正点について

１点目：第４条の事業内容について、改正前は「対象児童の１／２以上を減免するものとする」というところを、改正後「対象児童の保育料を免除するものとする」に改正した。

２点目：第４条に関連して、第１条に記載する本事業の目的を、「保育料の無償化を行う市町村に対し」という文言を入れ、本事業の趣旨がわかるように変更した。

・交付要綱の改正点について

１点目：第３条の交付額の算定方法について、改正前は「この補助金の交付額は、各対象児童の保育料の１／２とする」としていたが、これを改正後では「別表の県費

補助基準額に1/2を乗じて得た額とする」に変更した。

2点目：実施要綱の第4条の改定に伴い、別紙1-2、2-2に記載のあった「1保育料軽減の概要」の欄を削除した。

・要綱を改正した場合でも、市町村において新たな財源負担は生じない。ただし、保育料全額無償を行わない場合は、県からの1/2負担も行われなくなる。

・市町村においては、引き続き事業実施のための必要予算を確保する方向で進めていきたい。

5 閉会